



労働災害・事故が発生したら

労働者が労働災害、その他就業中又は事業場内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、労働者死傷病報告書（労働安全衛生規則様式第 23 号又は 24 号）で所轄労働基準監督署長に報告することが義務づけられています（労働安全衛生規則第 97 条）。

そして、この他にも火災や爆発、クレーンの倒壊やワイヤロープの切断等の特別な事故についても、死傷者の有無に関わらず事故報告書（労働安全衛生規則様式第 22 号）の提出が必要だということは、皆様ご存知でしょうか。

例えば、事業場内で火災が発生した場合やドラグショベルを移動式クレーンとして使用している際に転倒してしまったものなどは、死傷者の有無に関わらず、様式第 22 号での提出が必要です。

これらについて、報告を怠ったり、虚偽の報告を行ったりすることは、罰則の対象になりますので、適切な報告をお願いします。



各種様式

割増賃金の基礎となる賃金について

割増賃金は、所定労働時間の労働に対して支払われる「1 時間当たりの賃金額」を基礎とし、法定で定める割増率以上を乗じて支払います。

割増賃金の基礎となる賃金には、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、基礎となる賃金から除外することができるものがあります。家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、

1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金・手当等の 7 つで、これらは限定列挙です。つまり

からまでに該当しない賃金等は全て算入しなければなりません。また、からまでの手当について、名称ではなく、その手当の算定方法により除外の可否について判断します。例えば通勤手当について、通勤に要した費用に応じて支給される場合は除外できませんが、そのような事情に関係なく、労働者全員に一律に 1 日 300 円支給しているような場合は、除外することができません。割増賃金を算定される時はご注意ください。

関連資料



年次有給休暇は労働者の権利です。

「年次有給休暇は、法定通り与えなければならず、かつ、そのうち 1 年間に 5 日取得させなければならない」ことについては、すでにご存じかと思います。この有給休暇は、労働者が希望した日に取得させるのが原則です。最近、会社の所定休日を労働日に変更し、有給休暇に充てられてしまっているという相談が増えています。有給休暇は、本来働くべき日に休みを取り、労働者の心身をリフレッシュさせる趣旨のものです。よって、あらかじめ決まっていた休日を有給休暇に充てることは、この趣旨に反することになり、認められません。

有給休暇は労働者に自由に取得できるような雰囲気づくりをよろしくお願いいたします。



関連資料

労働者の申出による取得（原則）

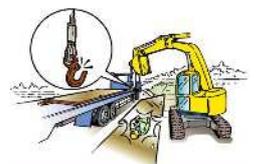


ドラグ・ショベルにかかる用途外使用禁止の徹底について

令和 5 年 4 月、当署管内においてドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行ったことによる災害が発生しました。

「整地・運搬・積込・掘削」を目的としているドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業は、作業の性質上やむを得ないときを除き、原則として禁止されています。

なお、クレーン機能を備えたドラグ・ショベルによりクレーン作業を行うときは、確実に移動式クレーンに切替えるなど、裏面掲載の平成 12 年 2 月 28 日付事務連絡「クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて」により、安全な作業を徹底してください。



【編集後記】

今年は暖かくなるのが早かったこともあり、各職場において早期に熱中症対策を講じるようお願いいたします。

（第 14 号：令和 5 年 5 月発行）

都道府県労働基準局安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部安全課長

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

標記については、建設機械の多機能化に伴い、ドラグショベル等の車両系建設機械にクレーン機能(荷を吊り上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより荷の吊り上げ、運搬を行うことができる機能をいう。以下同じ。)を備えたものが開発され、作業現場に導入されているところであるが、当該機械に係る労働安全衛生関係法令の適用等の取扱いについては下記のとおりであるので了知されたい。

記

1 法令上の位置づけについて

- (1) 当該機械は、「荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬すること(以下「クレーン作業」という。)」を目的とした機械装置と認められるものであり、労働安全衛生法施行令第1条第8号に掲げる移動式クレーンに該当すること。したがって、労働安全衛生関係法令の車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されるものであること。
- (2) 当該機械に係る構造要件については、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格(労働安全衛生施行令第12条第4号に掲げる移動式クレーン及び同令第13条第26号に掲げる移動式クレーンに限る。)の両方が適用されるものであること。

2 当該機械を用いたクレーン作業について

- (1) 当該機械を用いたクレーン作業は、労働安全衛生規則第164条に規定する「車両系建設機械の主たる用途以外の用途」での使用には該当しないこと。なお、クレーン機能を備えない車両系建設機械を使用する場合であって、作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なときに、車両系建設機械にフック等の吊り上げ用の器具を取り付けて行う荷の吊り上げの作業は、「主たる用途以外の用途」での使用に該当することは従来と同様であること。
- (2) 移動式クレーン構造規格に規定する安全装置等について、切替えスイッチによりその機能を有効にするものについては、クレーン作業に際しては、必ず安全装置等を有効な状態で使用しなければならないものであること。

3 資格関係について

- (1) 当該機械を用いてクレーン作業を行う場合は、当該機械の吊り上げ荷重に応じ、当該機械の運転の業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者又は移動式クレーンの運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が、玉掛けの業務については、玉掛け技能講習の修了者又は玉掛けの業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (2) 当該機械を用いて車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、その用途及び機体重量に応じ、車両系建設機械運転技能講習の修了者又は車両系建設機械の運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (3) 当該機械の走行(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を除く)に係る業務を行う場合は、車両系建設機械又は移動式クレーンの運転に係るいずれか所定の資格を有する者が行うことが必要であること。